

【HP公開用】

令和3年度

山形地方最低賃金審議会

[第2回]

議事録

令和3年7月26日(月)

於 山形労働局 大会議室

山形労働局

1 日 時 令和3年7月26日(月)
9時00分～11時20分

2 場 所 山形労働局 大会議室

3 出 席 者 (委員 14名)

| (公益委員) | (労側委員) | (使側委員) |
|--------------|-----------|----------|
| 押野 正徳 委員 | 大類 亜季 委員 | 岩田 雅史 委員 |
| コーエンズ美子 委員 | 小川 修平 委員 | 太田 宏明 委員 |
| 本間 佳子 委員 | 金子 浩 委員 | 加藤 祐悦 委員 |
| 丸山 政己 委員 | 長瀬 久子 委員 | 丹 哲人 委員 |
| 村山 永 委員 | 長谷部 泰晴 委員 | |
| 【欠席委員】(使側委員) | 原田 雅人 委員 | |

| (事務局) | 労働基準部長 | 横田 秀樹 |
|-------|--------|-------|
| | 賃金室長 | 石山 裕之 |
| | 賃金指導官 | 中里 康浩 |
| | 賃金係長 | 牧野 朋子 |

4 議 事

《第1部：地域最賃意見聴取関係》

(1) 山形県最低賃金の改正決定に関する意見聴取について

《第2部：目安伝達関係・最低賃金に関する基礎調査結果》

(2) 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について

(3) 令和3年度「最低賃金に関する基礎調査」結果について

5 その他

6 閉 会

令和3年度 第2回山形地方最低賃金審議会

【R3. 7. 26 (月)】

《 第一部開会 《

議事要旨参照

《 第二部再開 《

会 長 それでは、再開させていただきます。

これより、中央最低賃金審議会の目安伝達と最低賃金基礎調査結果の報告等を受けるとします。

本日の審議会は、ここからの後半部分につきましては公開することとなっておりますので、その関係も併せまして事務局のほうからご説明をお願いします。

賃金室長 審議会の公開の関係についてご報告いたします。第1回審議会におきまして、本日の審議会について意見聴取以外については公開するということになっておりましたので、傍聴人の申込みの公示をいたしましたところ、10名の方から申込みがございました。また、報道機関からも2社の申込みがありました。傍聴席にいらっしゃいますのでご報告いたします。

なお、カメラ撮影は目安伝達までの頭撮りを許可しておりますので併せてご報告いたします。

2点目でございますが、資料No.7-1をご覧ください。6月28日に、日本労働組合総連合会山形県連合会による要請行動があり、山形労働局長あて「2021年度最低賃金行政に関する要請書」が提出されました。内容については、当審議会にも関わる事項があることから、要請者に対し当審議会に要請があったことを伝える旨を回答したことを報告します。また、その際に38,779名分の署名の提出がありました。要請内容は、「山形県最低賃金を1,000円以上に引き上げること、基幹的労働者にふさわしい特定最低賃金の水準を確保すること、使用者に対し最低賃金法の遵守を徹底すること」というものであり、署名をお預かりさせていただきました。また、署名については、7月20日に新たに4,973名分の提出がございまして、合わせまして43,752名分の提出があったことをご報告いたします。

続いて、資料No.7-2をご覧ください。山形県弁護士会会長より6月28日

付けで、山形地方最低賃金審議会と山形労働局長のそれぞれに宛てて、「低賃金労働者の生活を支え、コロナ禍の地域経済を活性化させるために最低賃金額の大幅な引上げと中小企業支援強化並びに全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」の送付を受けておりますので、ご報告いたします。

会 長 それでは、議事に入ります。本日の議事の（２）であります、中央最低賃金審議会の答申の伝達について労働基準部長からご説明をお願いいたします。

基準部長 それでは資料No.1 をご覧いただきたいと思います。中央最低賃金審議会の答申の内容につきまして標題以下を読み上げまして伝達とさせていただきます。

（令和３年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）を読み上げ）

別紙２の小委員報告につきましては、小委員会での議論における労働者側と使用者側それぞれの見解が示されてございますので、後ほど見ていただきたいと思います。以上で目安伝達とさせていただきます。

会 長 ただ今の説明につきまして、質問等ありましたらお受けしたいと思います。

（質問なし）

会 長 では先に進みます。報道機関の方、カメラ撮りはここまでとさせていただきますのでご着席ください。

続きまして、議事の（３）令和３年度最低賃金に関する実態調査等について、事務局から説明をお願いします。

賃金係長 （資料No.2 令和３年度最低賃金に関する基礎調査結果の説明）

会 長 ただ今の説明につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。

金子委員 １点だけ質問させてください。資料No.2 グラフ（２）、こちらの青いグラフで、最低賃金から６５０円台のところにもいるようですけれども、この方というのは最低賃金の減額特例が許可された方は入っているのでしょうか。それとも除いているグラフなのでしょうか。

賃金室長 入っております。

金子委員 分かりました。

会 長 ほかにございませんか。

(質問なし)

会 長 それでは、ただ今伝達のありました目安、それから基礎調査結果などを踏まえまして、この場で本年度の最低賃金改正についての考え方を、労使双方からお聞きしたいと思います。専門部会でもお聞きしたところではありますが、この本審議会をもって改めてお示しいただければと思います。

まず労働者側委員お願いいたします。

小川委員 労側の小川と申します。私のほうから、基本的な考え方を改めて説明させていただきます。昨年度は、コロナ禍において目安も示されないままに3円引上げとなったわけですが、それでも昨年度は厳しい環境にありながら昨年度の審議会の方々のご努力のおかげで3円の引上げとなって、全国的な格差も若干縮小したというような状況になっておりまして、改めて感謝申し上げたいと思います。その中であって先ほど、目安の伝達が行われたわけですが、本来であれば昨年、今年と3%程度の最低賃金の引上げがあって、最終的にどこでも誰でも1,000円という目標を達成する計画になっていましたけれども、昨年度の状況からして長期的な計画はちょっと変わってきているなど考えております。私たち山形県最低賃金の本審議会において、様々な議論がなされるわけですが、金額の交渉もさることながら、本審議会において山形県の最低賃金とはどうあるべきかという考え方を持っていたきたいと考えております。その中で山形県の抱える課題は様々ありますが、山形県内のひとり親子育て層の貧困など、有期、短時間契約等で働く方々の拡大、子供の貧困率も拡大しておりまして、その状況は山形県の最低賃金が与える影響と非常にリンクしていると考えております。また、ひいては人口流出にも関わってくる問題でありまして、昨今労働力の流出が非常に懸念されております。コロナ禍も予断を許さないわけですが、ワクチン接種が進んで経済活動が再開していく中で人手不足、人材確保が非常に重要になってくる中で、特に東北の南三県、隣県と非常に山形県は格差があるわけで、しかも通勤圏内にありますので、その点非常に流出

してしまうことが懸念されます。そういう観点から山形県の最低賃金はどうあるべきか、この審議会ですら十分議論した上で、最低賃金近傍で働く方々の生活を支えるために考えていきたいと思えます。

会 長 次使用者側委員お願いいたします。

丹 委 員 私の方から基本的な考えを述べさせていただきます。

まず最低賃金というのはご承知のとおり最低賃金決定の三要素、いわゆる働く人の生計費、賃金状況、あとは企業、事業所の賃金支払能力ですね。各種データによる明確な根拠に基づいて納得感のある水準の目安が示されれば良かったんですけども、我々はそうは思っていません。目安に関しては一つおいても、コロナ禍でとりわけ厳しい状況にあるということを考えれば、先程の三要素の中でも通常の事業での賃金支払能力を重視してお考えいただく、審議するのが今年在り方ではないかというふうにご考慮しております。とすると、今回中賃が示したプラス28円という引上げ目安が、地方の経済状況、実態とどうリンクするか。我々は大幅に乖離していると、我々の実感としての景況感とも大幅に乖離していると考えざるを得ません。問題はコロナ禍で打撃を受ける地方の中小零細企業が、この負荷に耐えられるのか。先ほど参考人聴取の中での意見にありましたけども、今、雇用調整助成金を受けながら、何とか従業員の雇用を守ろうとしている。今回のこうした大幅引上げの目安というのは現況、現状の流れの逆方向、逆ベクトルというんですか、こうした過酷とも言える政府の政策で、いわゆる政治主導の引上げに地方が追従できるのか考えていただきたいと思っております。

ちょっとうがった見方というか、マスコミ等の分析でもありますが、政府はコロナ禍を逆手にとって、生産性の低い中小零細企業から成長産業にシフトさせる、言葉は悪いのですが、生産性の低いところは倒産させて、新たな成長産業にシフトさせるという狙いを持っていると解説する政府の関係者、あるいは与党の幹部もいるそうです。これは決してうがった見方ではなくて、我々の立場としては見過ごしができないと考えております。

先ほど来、論議のある業務改善助成金等々の政府の支援なんですけれども、現段階では対症療法域を出ない、引上げができる環境を整えるために国には恒久的な政策を立案整備していただきたいと思っております。つまり、中小零細企業の体力、継続的にこれまで賃金を引き上げてきたわけですが、これに耐えうる体力を付けなければ、本質的な解決にはならないのではないかと考えています。

やはり、従業員の意欲あるいは人材育成、確保等で私たちも賃金の引上げは必要だと考えています。ただ、今なのかというところです。以上のような状況を踏まえると、今年も事業の継続と雇用の維持に最大限注力するという一方で、最低賃金の現状維持を問いたいと思います。以上です。

会 長 ほかにそれぞれ付け加えて、ご意見ある方おられますか。

岩田委員 商工会議所の岩田と申します。先ほどの意見陳述人、当商工会観光サービス部会長から述べさせていただいたとおりでございますけれども、その中にも出てまいりましたが、いわゆる地方の中小企業3団体、こちらにも3人メンバーがそろっておりますけれども、そちらの方で今回の中央最低賃金審議会の目安額の発出に伴って、コメントを出させていただいております、読んで代えさせていただきたいと思います。「地域別最低賃金額改正の目安額に対するコメント。令和3年7月16日山形県商工会議所連合会、山形県商工会連合会、山形県中小企業団体中央会。去る6月22日から7月14日にかけて地域別最低賃金額改定の目安に関する中央最低賃金審議会が開催され、審議の結果、全国加重平均額では28円、3.1%の大幅な引上げとなった。最低賃金は全ての企業に一律に強制力を持って適用されることから、長引くコロナ禍により飲食業や宿泊業を中心に極めて厳しい状況の企業が多い今年度については、事業の存続と雇用の維持を最優先にすべき状況であることを踏まえ、現行水準維持をすることを強く主張してきた。東京で4回目となる、緊急事態宣言が発出されるなど先が見通せない経済情勢の中、昭和53年度の目安制度開始以降で最高額となる大幅な引上げとなったことは極めて残念であり、到底納得できるものではなく、中小企業、小規模事業者の窮状、とりわけ困窮している飲食業や宿泊業などの事業者の実態や痛みを理解していない結論と言わざるを得ない。多くの経営者の心が折れ、廃業が更に増加し、雇用に深刻な影響が出ることを強く懸念する。中央最低賃金審議会は本来、各種指標やデータに基づき、公労使による真摯な議論によって、納得感のある結論を導き出すべき場であるが、今回、骨太の方針に記載された最低賃金引上げの政府方針を追認するような結論となったことは、審議会及び最低賃金審議決定のあり方自体に疑問を抱かざるを得ない。今後行われる山形地方最低賃金審議会では、中小企業、小規模事業者や地域経済の窮状をしっかりと考慮した検討が尽くされるとともに、政府は「コロナの影響に苦しむ中小企業、小規模事業者への支援や雇用対策に万全を期されたい」以上であります。これまでも、コロナ禍において経営者が企業存続、

雇用維持に全力を尽くしてきました。それに対応して国の方でも雇調金、ないし無利子の融資等で支えていただいておりますが、無利子の融資も返さなければならぬわけで、これは経営に対しても重い重石になっているということは否めません。この度の最低賃金の引上げ額についても、順番からすれば、本来は中小企業の生産性が上がって、収益力が上がってそれを財源にして賃金を上げるべきだというようなことだと思っております。日本商工会議所が行いました最低賃金のアンケート調査におきましても、最低賃金をアップすればやはりどこかで削らなければならないということで、上位三つを挙げると、やはり設備投資の抑制、2番目には一時金の抑制、3番目には非正規採用の抑制と、どこかに歪みがかかってくる。やはり経済が、企業の収益性が上がってくることを優先に考えていかなければならないのではないかと思っております。以上です。

会 長 ほかにご意見ございますでしょうか。

加藤委員 中央会の加藤でございます。本日欠席の原田委員の意見を私から代読したいと思います。「目安としてプラス28円が示されたことに大きな驚きを覚えています。私どもは、コロナの影響で営業活動の出張はほとんどできず、またやっとの思いで受注した装置、製品が完成しても据え置き、据付工事等の出張ができないため、減収、売上げが伸び伸びになるなどコロナ禍の苦境が未だ続く中、雇用調整助成金を得ても事業継続と雇用維持が精一杯の1年でありました。最近の私どもを取り巻く環境としては次のような状況であります。1. 今年の5月中旬頃から仕事が少しずつ戻りつつあり、コロナ前比較で80%程度の戻り。2. しかし業績回復までには程遠く、まだまだ時間が必要である。3. 今世界中で鉄や銅が10%以上値上がりしており、クロスカッター部材が大幅に値上がりをしている。樹脂材も同様である。4. ドル建ての輸出で為替相場は5%程度円安ドル高のため、カバーして差益が出る一方で、部品輸入ではニュー台湾ドルが昨年同期で10%近く上昇している。そのため台湾からの輸入では多額の為替差損が生じ、実質30%程度材費値上がりの状況となっている。5. 自社の生産性改善の努力だけでは到底カバーしきれず、お客様に値上げを要請しているような非常事態で、値上げは認めてもらったところで30%程度。以上、このような下請け構造等を勘案しますと、あと1年何とか最低賃金を据え置いていただきたいというのが本音であります。以上、よろしく願いいたします。」以上です。

会 長 ほかにございますでしょうか。
では引き続き専門部会において議論を続けていくこととなります。
お配りしています議事次第にはございませんが、お手元に机上配布しておりました、運営規程の改正の関係の審議に入らせていただきます。最低賃金審議会運営規程の改正につきましては、前回の第1回の本審議会において頭出しをさせていただき、基本的な方向性についてはご了解を得たものと理解していますが、正式な条文の体裁が整いましたので、この改正案で上程させていただくというものであります。詳しい内容につきまして、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 第1回本審で、審議会と専門部会の運営規程の改正の必要性についてご了解いただきましたので、事務局で改正案を準備させていただきました。お手元の審議会運営規程の改正案をご覧ください。テレビ会議システムを利用した会議の開催に係る規程を第5条の第1項、第2項に新たに設けさせていただきました。従来の第1項・2項は第3項・4項として繰下げをさせていただきました。
また、署名の廃止について、第8条第1項を下線部のおり修正いたしました。現行の「会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする」という文言を削除しました。どちらも、厚生労働省から示された雛形を基に作成しております。この案を皆様にお諮りしたいと思っております。

会 長 なお、補足として、施行日が空白になっておりますが、本日ご承認いただければ、本日から施行するという前提でのご提案になります。
ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

会 長 なければご承認ということよろしいでしょうか。
それでは承認されたことといたします。
それでは今後の審議日程等について事務局から説明をお願いします。

賃金室長 今後の審議日程等についてご説明します。
6月23日開催の第1回本審において、山形県最低賃金の改正決定について諮問をさせていただいたことから、最低賃金法第25条第2項に基づき、山形県最低賃金専門部会を設置することとなり、6月23日から7月7日まで、専

門部会委員の推薦公示を行ったところ、労側委員として連合山形さんを始め複数の団体から推薦がございましたが、労側委員として小川委員、金子委員、長谷部委員について7月16日付けで任命させていただきました。

また、使側委員として岩田委員、丹委員、原田委員について山形県経営者協会から推薦がありましたので、7月16日付けで任命をさせていただきました。

なお、公益委員につきましては、村山委員、コーエンズ委員、押野委員を任命させていただきました。

今後の日程でございます。先週20日に第1回の専門部会が行われておりますが、今後の日程についても第1回専門部会でご了解を得ております。第2回が明日7月27日午前10時、第3回が28日午後1時30分、第4回が7月30日午後1時30分、第5回が8月2日午後1時30分、そして予備日を8月4日午後1時30分として確保し、8月6日午前10時から行われる第3回本審で答申を頂く予定としております。

予定どおり8月6日に答申を頂けた場合、即日公示を行い、異議の申出を受けることとなります。その場合、異議申出の締切が8月23日となり、異議の申出がなかった場合は即官報公示手続を行い10月2日の発効、また、異議申出があった場合は、8月24日に開催される第4回本審で異議審を行い、異議が認められなければ即官報公示手続を行い、その場合も同じく10月2日の発効となります。

また、8月6日の第3回本審では、特定最低賃金の必要性についての諮問をさせていただきます、8月24日の第4回本審で必要性有りとの答申を頂いた場合は、併せて改正の諮問も行う予定としております。

以上が今後の予定でございます。

会 長 ただ今説明のありました今後の日程について何かご質問、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 本審につきまして、次回第3回は8月6日金曜日午前10時からの開催となります。第3回では答申を予定しております。第3回本審の公開についてですが、ご意見はございますでしょうか。

(意見なし)

会 長 特になければ、原則どおり次回の第3回本審議会は公開といたします。
これで予定した項目は全て終了しましたが、特にこの場でご発言を希望される委員はおられますか。

(意見なし)

会 長 事務局からは何かありますか。

賃金室長 特にございません。

会 長 それではこれもちまして第2回の本審議회를終了といたします。
ありがとうございました。